

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月5日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

左近山特別支援学校温水プール循環ろ過配管他修理

2 履行（納品）場所

横浜市立左近山特別支援学校(横浜市旭区左近山1011)

3 契約日

令和5年6月23日

4 履行日又は履行期間

令和5年12月29日

5 契約金額

875,600円

6 契約の相手方（名称及び所在）

南部工業株式会社
横浜市中区本牧間門46番11号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

校舎1階循環ろ過室内にある温水プール循環ろ過器のポンプが変形していることが判明しました。また、配管の一部から漏水が確認され授業等に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

教育施設課営繕係